

議案第三十三号

杉並区国民健康保険条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十二年六月五日

提出者

杉並区長

山 田

宏

杉並区国民健康保険条例の一部を改正する条例

杉並区国民健康保険条例（昭和三十四年杉並区条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十四条の二」を「第二十四条の三」に改める。

第十三条の三第二号中「第七十二条の四第一項の規定による繰入金、法第七十二条の五」を「第七十二条の四」に改める。

第十八条第一項及び第二項を次のように改める。

保険料の賦課期日後に納付義務が発生した場合、一世帯に属する被保険者数が増加し、若しくは減少した場合、一世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となつた若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなつた場合又は政令第二十九条の七の二第二項に規定する特例対象被保険者等（以下「特例対象被保険者等」という。）となつた場合における当該納付義務者に係る第十三条の四、第十四条の五、第十四条の十、第十四条の十三若しくは第十五条の二の額又は次条各号に定める額の算定は、それぞれ、その納付義務が発生した日、被保険者数が増加し、若しくは減少した日（法第六条第一号から第

八号までの規定のいずれかに該当したことにより被保険者数が減少した場合においては、その減少した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。）、一世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となつた若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなつた日又は特例対象被保険者等となつた日の属する月から、月割りをもつて行う。

2 保険料の賦課期日後に納付義務が消滅した場合における当該納付義務者に係る第十三条の四、第十四条の五、第十四条の十、第十四条の十三若しくは第十五条の二の額又は次条各号に定める額の算定は、その納付義務が消滅した日（法第六条第一号から第八号までの規定のいずれかに該当したことにより納付義務が消滅した場合においては、その消滅した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。）の属する月の前月まで、月割りをもつて行う。

第十八条の二第一号中「第七百三条の五第一項」を「第七百三条の五」に改め、同条第二号中「地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第五十六条の八十九第一項に定める額」を「二十四万五千円」に改め、同条第三号中「地方税法施行令第五十六条の八十九第四項に定める額」を「三十五万円」に改める。

第十九条を次のように改める。

（特例対象被保険者等の特例）

第十九条 世帯主又は当該世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等である場合における第十四条第一項及び前条の規定の適用については、第十四条第一項中「都民税額及び特別区民税額」とあるのは「都民税額及び特別区民税額（特例対象被保険者等の都民税及び特別区民税の課税標準である総所得金額に所得税法

（昭和四十年法律第三十三号）第二十八条第一項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得を同条第二項の規定によつて計算した金額の百分の三十に相当する金額として計算した場合における都民税及び特別区民税の額に相当する額）と、前条第一号中「総所得金額」とあるのは「総所得金額（特例対象被保険者等の総所得金額に所得税法第二十八条第一項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第二項の規定によつて計算した金額の百分の三十に相当する金額によるものとする。）」と、「同法」とあるのは「地方税法」とする。

第六章中第二十四条の二の次に次の一条を加える。

（特例対象被保険者等に係る届出）  
第二十四条の三 特例対象被保険者等の属する世帯の世帯主は、第十九条の規定の適用を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した届書を区長に提出しなければならない。

- 一 氏名及び住所
  - 二 特例対象被保険者等の氏名
  - 三 離職年月日
  - 四 離職理由
  - 五 前各号に掲げる事項のほか、区長が必要と認める事項
- 2 前項の届書の提出は、特例対象被保険者等の雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）第十七条の二第一項第一号に規定する雇用保険受給資格者証を提示して行わなければならない。

附則第二項中「（昭和四十年法律第三十三号）」を削り、「とあるのは、」を「とあるのは」に改め、「金額）」の下に「と、同条第一号中「同法」とあるのは「地方税法」を加える。

附則第十二項中「租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」に、「租税条約実施特例法」を「租税条約等実施特例法」に改める。

附則第十三項中「租税条約実施特例法」を「租税条約等実施特例法」に改める。

#### 附 則

1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の杉並区国民健康保険条例（以下「新条例」という。）第十八条第一項及び第二項並びに第十九条の規定は、平成二十二年四月一日から適用する。

2 新条例第十八条第一項及び第二項、第十九条並びに第二十四条の三の規定は、平成二十二年分の保険料から適用し、平成二十一年度分までの保険料については、なお従前の例による。

#### （提案理由）

倒産、解雇又は雇止め等のやむを得ない理由により離職した被保険者等の保険料を軽減する特例を設ける等の必要がある。

杉並区国民健康保険条例の一部を改正する条例新旧対照表

資 料

新 条 例	旧 条 例
<p>目次</p> <p>第一章～第五章 略</p> <p>第六章 保険料（第十三条 第二十四条の三）</p> <p>第七章及び第八章 略</p> <p>附則</p> <p>（一般被保険者に係る基礎賦課総額）</p> <p>第十三条の三 保険料の賦課額のうち一般被保険者（法附則第七条第一項に規定する退職被保険者等（以下「退職被保険者等」という。）以外の被保険者をいう。以下同じ。）に係る基礎賦課額（第十八条の二の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。）の総額（以下「基礎賦課総額」という。）</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第五章 略</p> <p>第六章 保険料（第十三条 第二十四条の二）</p> <p>第七章及び第八章 略</p> <p>附則</p> <p>（一般被保険者に係る基礎賦課総額）</p> <p>第十三条の三 保険料の賦課額のうち一般被保険者（法附則第七条第一項に規定する退職被保険者等（以下「退職被保険者等」という。）以外の被保険者をいう。以下同じ。）に係る基礎賦課額（第十八条の二の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。）の総額（以下「基礎賦課総額」という。）</p>

額」という。)は、第一号に掲げる額の見込額から第二号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

一 略

二 当該年度における法第七十条の規定による負担金(高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金(以下「後期高齢者支援金」という。))及び高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金(以下「病床転換支援金」という。))並びに介護納付金の納付に要する費用に係るものを除く。)、法第七十二条の規定による調整交付金(後期高齢者支援金及び病床転換支援金並びに介護納付金の納付に要する費用に係るものを除く。)、法第七十二条の二の規定による都道府県調整交付金(後期高齢者支援金及び病床転換支援金並びに介護納付金の納付に要する費用に係るものを除く。)、法第七十二条

額」という。)は、第一号に掲げる額の見込額から第二号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

一 略

二 当該年度における法第七十条の規定による負担金(高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金(以下「後期高齢者支援金」という。))及び高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金(以下「病床転換支援金」という。))並びに介護納付金の納付に要する費用に係るものを除く。)、法第七十二条の規定による調整交付金(後期高齢者支援金及び病床転換支援金並びに介護納付金の納付に要する費用に係るものを除く。)、法第七十二条の二の規定による都道府県調整交付金(後期高齢者支援金及び病床転換支援金並びに介護納付金の納付に要する費用に係るものを除く。)、法第七十二条

の四

の規定による負担金、法第七十四條の規定による補助金、法第七十五條の規定による補助金（後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用に係るものを除く。）及び貸付金（後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用に係るものを除く。）その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用並びに後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用を除く。）のための収入（法第七十二條の三第一項の規定による繰入金及び法附則第七條第一項の規定による療養給付費等交付金（以下「療養給付費等交付金」という。）を除く。）の額の合算額

の四第一項の規定による繰入金、法第七十二條の五の規定による負担金、法第七十四條の規定による補助金、法第七十五條の規定による補助金（後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用に係るものを除く。）及び貸付金（後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用に係るものを除く。）その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用並びに後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用を除く。）のための収入（法第七十二條の三第一項の規定による繰入金及び法附則第七條第一項の規定による療養給付費等交付金（以下「療養給付費等交付金」という。）を除く。）の額の合算額

（賦課期日後において納付義務の発生、消滅又は被保険者数の異動等があつた場合）

第十八条 保険料の賦課期日後に納付義務が発生した場合、一世帯に属する被保険者数が増加し、若しくは減少した場合、一世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となつた若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなつた場合又は政令第二十九条の七の二第二項に規定する特例対象被保険者等（以下「特例対象被保険者等」という。）となつた場合における当該納付義務者に係る第十三条の四、第十四条の五、第十四条の十、第十四条の十三若しくは第十五条の二の額又は次条各号に定める額の算定は、それぞれ、その納付義務が発生した日、被保険者数が増加し、若しくは減少した日（法第六条第一号から第八号までの規定のいずれかに該当したことにより被保険者数が減少した場合においては、その減少

（賦課期日後において納付義務の発生、消滅又は被保険者数の異動等があつた場合）

第十八条 保険料の賦課期日後に納付義務が発生し、又は一世帯に属する被保険者数が増加し、若しくは一世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となつた場合における当該納付義務者に係る第十三条の四、第十四条の五、第十四条の十、第十四条の十三若しくは第十五条の二の額又は次条各号に定める額の算定は、それぞれ、その納付義務が発生し、又は被保険者数が増加し、若しくは一世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となつた日の属する月から月割りをもつて行う。



した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。）、一世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となつた若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなつた日は又は特例対象被保険者等となつた日の属する月から、月割りをもつて行う。

2 | 保険料の賦課期日後に納付義務が消滅した場合における当該納付義務者に係る第十三条の四、第十四条の五、第十四条の十、第十四条の十三若しくは第十五条の二の額又は次条各号に定める額の算定は、その納付義務が消滅した日（法第六条第一号から第八号までの規定のいずれかに該当したことに限り、その前日とする。）、その属する月の前月まで、月割りをもつて行う。

2 | 保険料の賦課期日後に納付義務が消滅し、又は一世帯に属する被保険者数が減少し、若しくは一世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者でなくなつた場合における当該納付義務者に係る第十三条の四、第十四条の五、第十四条の十、第十四条の十三若しくは第十五条の二の額又は次条各号に定める額の算定は、それぞれ、その納付義務が消滅し、又は被保険者数が減少した日（法第六条第一号から第八号までの規定のいずれかに該当したことにより納付義務が消滅し、又は被保険者数が減少した場合においては、その消滅し、又は減少

3 略

(保険料の減額)

第十八条の二 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の額は、第十三条の四又は第十四条の五の基礎賦課額から、それぞれ当該各号のイに定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が五十万円を超える場合には、五十万円)及び第十四条の十又は第十四条の十三の後期高齢者支援金等賦課額から、それぞれ当該各号のロに定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が十三万円を超える場合には、十三万円)並びに第十五条の二の介護納付金賦課額から、それぞれ当該各号の八に定める額を減額して得た額(当該減額して得た

した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。)若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなつた日の属する月の前月まで月割りをもつて行う。

3 略

(保険料の減額)

第十八条の二 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の額は、第十三条の四又は第十四条の五の基礎賦課額から、それぞれ当該各号のイに定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が五十万円を超える場合には、五十万円)及び第十四条の十又は第十四条の十三の後期高齢者支援金等賦課額から、それぞれ当該各号のロに定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が十三万円を超える場合には、十三万円)並びに第十五条の二の介護納付金賦課額から、それぞれ当該各号の八に定める額を減額して得た額(当該減額して得た

額が十万円を超える場合には、十万円）の合算額とする。

一 世帯主、当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在においてその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者（法第六条第八号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日の属する月以後五年を経過する月までの間に限り、同日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）につき地方税法第七百三条の五の規定の例により、算定した総所得金額及び山林所得金額の合算額が、同法第三百十四条の二第二項に規定する金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者

イハ略

額が十万円を超える場合には、十万円）の合算額とする。

一 世帯主、当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在においてその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者（法第六条第八号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日の属する月以後五年を経過する月までの間に限り、同日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）につき地方税法第七百三条の五第一項の規定の例により、算定した総所得金額及び山林所得金額の合算額が、同法第三百十四条の二第二項に規定する金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者

イハ略

二 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、地方税法第三百十四条の二第二項に規定する金額に二十四万五千元

に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において、その世帯に属する被保険者（当該世帯主を除く。）の数と特定同一世帯所属者（当該世帯主を除く。）の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前号に該当する者以外のもの

イ）八 略

三 第一号に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、地方税法第三百十四条の二第二項に規定する金額に三十五万円

二 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、地方税法第三百十四条の二第二項に規定する金額に地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五

号）第五十六条の八十九第一項に定める額に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において、その世帯に属する被保険者（当該世帯主を除く。）の数と特定同一世帯所属者（当該世帯主を除く。）の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前号に該当する者以外のもの

イ）八 略

三 第一号に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、地方税法第三百十四条の二第二項に規定する金額に地方税法施行令第五十六条の八十九第四項に定

に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において、その世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前二号に該当する者以外のもの

イハ 略

（特例対象被保険者等の特例）

第十九条 世帯主又は当該世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等である場合における第十四条第一項及び前条の規定の適用については、第十四条第一項中「都民税額及び特別区民税額」とあるのは「都民税額及び特別区民税額（特例対象被保険者等の都民税及び特別区民税の課税標準である総所得金額に所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二

める額に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において、その世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前二号に該当する者以外のもの

イハ 略

第十九条 削除

十八条第一項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得を同条第二項の規定によつて計算した金額の百分の三十に相当する金額として計算した場合における都民税及び特別区民税の額に相当する額」と、前条第一号中「総所得金額」とあるのは「総所得金額（特例対象被保険者等の総所得金額に所得税法第二十八条第一項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第二項の規定によつて計算した金額の百分の三十に相当する金額によるものとする。）」と、「同法」とあるのは「地方税法」とする。

（特例対象被保険者等に係る届出）

第二十四条の三 特例対象被保険者等の属する世帯の世帯主は、第十九条の規定の適用を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した届書を区長に提出しなければならない

らない。

一 氏名及び住所

二 特例対象被保険者等の氏名

三 離職年月日

四 離職理由

五 前各号に掲げる事項のほか、区長が必

要と認める事項

2 前項の届書の提出は、特例対象被保険者

等の雇用保険法施行規則（昭和五十年労働

省令第三号）第十七条の二第一項第一号に

規定する雇用保険受給資格者証を提示して

行わなければならない。

附 則

1 略

2 当分の間、世帯主又はその世帯に属する

被保険者若しくは特定同一世帯所属者が前

年中に所得税法

第三十五条第三項に規定する公的年金

等に係る所得について同条第四項に規定す

附 則

1 略

2 当分の間、世帯主又はその世帯に属する

被保険者若しくは特定同一世帯所属者が前

年中に所得税法（昭和四十年法律第三十三

号）第三十五条第三項に規定する公的年金

等に係る所得について同条第四項に規定す

る公的年金等控除額（年齢六十五歳以上である者に係るものに限る。）の控除を受けた場合における第十八条の二の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額（所得税法第三十五条第三項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第二項第一号の規定によつて算定した金額から十五万円を控除した金額）」と、同条第一号中「同法」とあるのは「地方税法」とする。

3  
3  
11 略

12 世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第三条の二の第二十項の条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場

る公的年金等控除額（年齢六十五歳以上である者に係るものに限る。）の控除を受けた場合における第十八条の二の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額（所得税法第三十五条第三項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第二項第一号の規定によつて算定した金額から十五万円を控除した金額）」とする。

3  
3  
11 略

12 世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号。以下「租税条約実施特例法」という。）第三条の二の第二十項の条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場



14  
17  
略

合における第十八条の二の規定の適用については、同条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第三条の二の二第十項に規定する条約適用利子等の額」と、同条第一号中「同法」とあるのは「地方税法」とする。

13

世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第三条の二の二第十二項の条約適用配当等に係る配当所得を有する場合における第十八条の二の規定の適用については、同条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第三条の二の二第十二項に規定する条約適用配当等の額」と、同条第一号中「同法」とあるのは「地方税法」とする。

14  
17  
略

合における第十八条の二の規定の適用については、同条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第三条の二の二第十項に規定する条約適用利子等の額」と、同条第一号中「同法」とあるのは「地方税法」とする。

13

世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第三条の二の二第十二項の条約適用配当等に係る配当所得を有する場合における第十八条の二の規定の適用については、同条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第三条の二の二第十二項に規定する条約適用配当等の額」と、同条第一号中「同法」とあるのは「地方税法」とする。